

JPQR 申込サービス利用規約

第1条 本規約の適用

本利用規約は、一般社団法人キャッシュレス推進協議会（以下「当協議会」といいます）が提供する JPQR 申込サービス（以下「本サービス」といいます）の利用と利用希望者及び加盟店との間の権利義務関係を定めることを目的としています。

第2条 用語の定義

本利用規約の用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「利用希望者」とは、本サービスを通じて JPQR 参画決済サービスの利用を希望する者をいいます。
- (2) 「加盟店」とは、本サービスを通じて、1以上の参画決済サービスの利用契約を締結した利用希望者をいいます。
- (3) 「参画決済サービス」とは、本サービスを介して決済を行うことができる決済サービスをいい、具体的には JPQR サイト (<https://jpqr.paymentsjapan.or.jp>) に申込み可能サービスとして掲載されている決済サービスを指します。
- (4) 「参画決済事業者」とは、参画決済サービスを提供する事業者をいいます。
- (5) 「JPQR スターターキット」とは、参画決済サービスの利用において必要な QR コードを含む各種資材をいいます。

第3条 本サービスの利用

1. 利用希望者は、本利用規約及び申込を行う参画決済事業者が定める規約にご同意いただき、当協議会が定める方式により、以下の情報をご提供いただくことにより、JPQR を介した参画決済サービスの利用申込みを行うことができます。
 - (1) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス等（法人の場合は、法人の商号、法人番号、所在地、代表電話番号のほか、代表者の氏名、生年月日、性別、自宅住所及び自宅電話番号等）当協議会所定の様式による入力情報
 - (2) 業種、取扱商材
 - (3) （法人の場合）資本金、設立年月日
 - (4) 振込口座の情報
 - (5) 通信販売、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売、特定継続的役務の提供等の実施有無

- (6) 過去5年以内に特定商取引に関する法律に基づく処分を受けたこと、及び過去5年以内に消費者契約法違反による民事上の敗訴判決を受けた事実の有無並びにその内容
 - (7) その他当協議会及び参画決済事業者等が行う加盟店審査及び加盟店としての審査のため必要な情報又は資料
2. 利用希望者は、前項に基づき登録された登録情報を、参画決済サービスを提供するために、参画決済事業者等に提供することについて、あらかじめ同意するものとします。
 3. 利用申込は、参画決済サービスを利用する法人又は個人自身が行わなければなりません。原則として代理人による登録申請は認められません。また、利用希望者は、利用申込にあたり、真実、正確かつ最新の情報を当協議会に提供しなければなりません。

第4条 加盟店審査

1. 当協議会は、第3条に基づき利用申込がなされた場合には、当協議会所定の審査を行うとともに、参画決済事業者等に対し当該利用希望者の情報を提供することにより、加盟店としての審査を依頼します。
2. 前項の結果、当協議会が利用希望者による本サービスの利用を認めないと判断した場合には、当協議会は、当該利用希望者にその旨を通知します。
3. 第1項の結果、各参画決済事業者が利用希望者との間で個別利用契約を締結することを決定した場合には、当該個別決済事業者が利用希望者にその旨を通知します。
4. 当協議会は、参画決済事業者の審査について、利用希望者に対し利用開始の保証を行うものではありません。また、参画決済事業者において、参画決済サービスの利用を認めないと判断された場合であっても、当協議会はその理由等について利用希望者への開示等は行いません。

第5条 QRコードの発行及び送付

1. 当協議会は、利用希望者が申込を行った参画決済サービスのうち、1以上のサービスにおいて利用契約が締結できた場合に、参画決済サービスの利用に必要なJPQRスターターキットを送付します。
2. 故意でなくスターターキットを破損等した場合には、加盟店は所定の手続きにより再発行を受けることができます。

第6条 参画決済サービスの利用

1. 加盟店は、参画決済事業者の定める規約等に従って参画決済サービスを利用できます。
2. 参画決済サービスの利用において発生した損害、損失について、当協議会は一切の責任を負いません。

第7条 禁止事項

利用希望者及び加盟店は、以下の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 当協議会が提供する、申込書、JPQR サイト、JPQR スターターキット等について、許可なく改変を行うこと
- (2) JPQR による決済の申込みを行った消費者に対し、理由なく取引を拒絶したり、直接現金払い等の利用を要求したり、現金客と異なる代金を請求するなど JPQR による決済を行おうとする消費者に不利になる扱いをすること
- (3) その他公序良俗に反する行為、行政当局からの改善指導、行政処分等を受けるおそれのある行為をすること

第8条 登録情報の変更等

1. 加盟店は、本サービスの利用に際し提供した情報に変更があった場合には、当協議会に対し、遅滞なく所定の方法で届け出なくてはなりません。
2. 当協議会は、加盟店の届出情報等につき変更すべきと判断した場合には、加盟店に対して是正を求めることができ、当該加盟店は、直ちに、第1項に従い、当協議会所定の方法により当該情報を変更するものとします。
3. 加盟店による登録情報の変更が行われた場合、当協議会は当該情報を参画決済事業者へ提供します。
4. 加盟店は、届出情報の変更があった場合には、当協議会及び参画決済事業者が当該変更後の情報に基づき、第4条に準じて加盟店審査を行い、加盟店として不適切と判断したときは、参画決済サービスの全部若しくは一部の利用停止又は利用契約の解除等必要な措置をとることを承諾します。

第9条 個人情報の管理

1. 加盟店は、本サービスの利用に関して知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定義される「個人情報」をいいます。以下同じ）を秘密として保持し、第三者に提供、開示、漏洩せず、本サービスに関する業務以外の目的に利用してはなりません。
2. 当協議会は、不慮の喪失及び不正なアクセス、使用、改変及び漏洩から加盟店の個人情報を保護するため、技術的及び組織的な対策を講じています。しかし、第三者からの不正なアクセス等により加盟店の個人情報の不正使用が行われないことを保証するものではなく、加盟店は、自らの責任において個人情報の取扱を行うことに同意します。

第10条 登録状況の開示等

1. 当協議会は、利用希望者の提供する情報について、解析または記録（以下「記録等」といいます）を行う場合があります。
2. 当協議会は記録等の結果得られた情報について、個人等を識別または特定できない統計的なデータに加工した上で、自ら利用し、または第三者に提供することができるものと、利用希望者はこれを承諾します。

第11条 反社会的勢力の排除

1. 利用希望者及び加盟店は、当協議会に対し、自己並びに自己の役員及び従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用希望者及び加盟店は、当協議会に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 加盟店は、本サービス及び参画決済サービスを、不正な資金洗浄、テロ資金供与その他各種法令で禁止される不正な取引等に利用しないことを確約します。

第12条 損害賠償

利用希望者及び加盟店は、自らの責めに帰すべき事由又は利用規約に違反したことにより、当協議会又は第三者に損害、損失又は費用を生じさせたときは、かかる損害等を賠償する責任を負います。

第13条 本サービスの終了

1. 当協議会は、天変地異等の不可抗力又はやむを得ない事由により、本サービスを終了する場合には、当協議会所定の方法により加盟店に通知又は公表することにより、本サービスの提供を終了することができます。ただし、やむを得ない事由がある場合には、当

協議会は、事前に通知又は公表することなく本項に基づく本サービスを終了することができます。

2. 前項に基づき本サービスを終了したことにより加盟店に生じた損害について、当協議会は責任を負わないものとします。

第14条 本規約等の変更

1. 当協議会は、本サービスの内容を自由に変更できるものとします。
2. 当協議会は、本規約を変更できるものとします。当協議会は、本規約を変更する場合には、利用希望者及び加盟店に本規約を変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生日を通知又は周知するものとします。

第15条 準拠法及び管轄裁判所

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、その訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。